新モデル定款に準拠した定款変更手続について

1　法人名称（第１条）、事務所所在地（第２条）、医療機関（第４条）、附帯事業に関する条文については変更を要しない。目的（第３条）については下記のとおり若干の変更が必要。
　上記以外の条文については、構成及び内容が大きく変更されているため、下記のように一括して新旧対照表を作成すること。ただし、基金制度の有無・会計年度・会議時期・役員数・社員退社時の持分の有無など法人ごとに異なる部分については、法令の規定に違反しない範囲で修正すること。

2　新モデル定款に準拠した定款変更のみを申請する際の添付書類は下記のとおりとする。
- 定款変更認可申請書（様式５号）
- 新旧条文対照表、変更理由書
- 現行定款の全文
- 変更後の定款（案）の全文
- 必要な社員総会（理事会）議事録
- 役員及び社員（評議員）の名簿
- 原本証明書

3　各条文の趣旨及び留意点については、『平成 28 年 3 月 25 日付医政発０３２５第３号医政局長通知「医療法人の機関について」』別添１及び通知本文を参照すること。
※財団医療法人・特定医療法人・出資限度額法人・社会医療法人については、モデル定款新条文が異なるので、同通知 別添 2～7 に基づき、新条文を作成すること。

【「平成 19 年度医療法改正に準拠した定款（社団医療法人、基金制度あり）」を、「平成 27 年度医療法改正のモデル定款に準拠した定款」に改正する場合の新旧対照表例】

モデル定款を転記し修正　　新旧条文対照表（例）　　現行の条文を転記

新　条　文	旧　条　文
第２章　目的及び事業 第３条　本社団は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療<u>及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等</u>を普及することを目的とする。	第２章　　目的及び事業 （目　的） 第３条　　本社団は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。
【第３章以下を下記のとおり改正する】 <u>第３章　資産及び会計</u> <u>第５条　本社団の資産は次のとおりとする。</u> <u>(1) 設立当時の財産</u> <u>(2) 設立後寄附された金品</u> <u>(3) 事業に伴う収入</u>	<u>第３章　　基　　金</u> <u>（基金の募集）</u> <u>第５条　本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</u>

変更のある箇所には下線を引く。

(4) その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第６条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 不動産 ２　基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第７条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第８条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。 第９ 条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 第 10 条 本社団の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。 第 11 条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 ３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、	（基金の返還） 第６条　本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負う。 第７条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。 ２　本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 （１）基金（代替基金を含む。） （２）資本剰余金 （３）資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 ３　前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 ４　前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 ５　第３項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第２項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。 ６　第２項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を

事業報告書等及び監事の監査報告書を兵庫県知事に届け出なければならない。 第 12 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。 第４章 社員 第 13 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２ 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 第 14 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除 名 (2) 死 亡 (3) 退 社 ２ 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第 15 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。 第５章 社員総会 第 16 条 理事長は、定時社員総会を、毎年２回、２月及び５月に開催する。 ２ 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。 ３ 理事長は、総社員の５分の１以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。	本社団に対して返還することを請求することができる。 （返還債権に係る利息の禁止） 第８条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 （代替基金） 第９条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 ２ 前項の代替基金は、取り崩すことができない。 第４章 社 員 （社員の資格） 第 10 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 ２ 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。 （社員資格の喪失） 第 11 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 (1) 除 名 (2) 死 亡 (3) 退 社 ２ 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 （退 社） 第 12 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 第５章 資産及び会計

４ 社員総会の招集は、期日の少なくとも５日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 第 17 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。 第 18 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。 (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 社員の入社及び除名 (8) 本社団の解散 (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定 ２ その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。 第 19 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 ２ 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ３ 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。 第 20 条 社員は、社員総会において各１個の議決権及び選挙権を有する。 第 21 条 社員総会においては、あらかじめ通	（資　産） 第 13 条　本社団の資産は次のとおりとする。 （1）設立当時の財産 （2）設立後寄附された金品 （3）諸種の資産から生ずる果実 （4）事業に伴う収入 （5）その他の収入 ２　本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 （資産の管理） 第 14 条　本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 （現金の保管） 第 15 条　資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 （収支予算） 第 16 条　本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。 （会計年度） 第 17 条　本社団の会計年度は、毎年　４月１日に始まり翌年　３月　３１日に終わる。 （決　算） 第 18 条　本社団の決算については、毎会計年度終了後２月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 ２　本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを

知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。
２　社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。
３　代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 22 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 23 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 24 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

第６章 役員

第 25 条 本社団に、次の役員を置く。
(1) 理事　３名以上５名以内うち理事長１名
(2) 監事　１名

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
３　本社団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院、診療所、介護老人保健施設の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
５　理事又は監事のうち、その定数の５分の

閲覧に供しなければならない。
３　本社団は、毎会計年度終了後３月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を兵庫県知事に届け出なければならない。

（剰余金）
第 19 条　決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第６章　役　員
（役員の員数）
第 20 条　本社団に、次の役員を置く。
(１) 理　事　３　名以上　５　名以内うち理事長１名
(２) 監　事　１　名
（役員の選任）

第 21 条　理事及び監事は、社員総会において選任する。
２　理事長は、理事の互選によって定める。
３　本社団が開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
４　前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
５　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。

（役員の職務及び権限）
第 22 条　理事長のみが本社団を代表する。
２　理事長は本社団の業務を総理する。
３　理事は、本社団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
４　監事は、次の職務を行う。
(１) 本社団の業務を監査すること。
(２) 本社団の財産の状況を監査すること。

１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。 第27 条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 ２ 理事長は、本社団の業務を執行し、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 ３ 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 ４ 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。 ５ 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。	(3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後３月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第１号又は第２号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを兵庫県知事又は社員総会に報告すること。 (5) 第４号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 ５ 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 （任 期） 第23 条 役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。 ２ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３ 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。 第７章 会 議 （会 議） 第 24 条 会議は、社員総会及び理事会の２つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。 （会議の開催） 第 25 条 定時総会は、毎年２回、２ 月及び 6 月に開催する。 （招 集） 第 26 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集

第 28 条 役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３ 役員は、第 25 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第 29 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の３分の２以上の賛成がなければ、決議することができない。

第 30 条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

第 31 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
(1)自己又は第三者のためにする本社団の事業の部類に属する取引
(2)自己又は第三者のためにする本社団との取引
(3)本社団がその理事の債務を保証することとその他その理事以外の者との間における本社団とその理事との利益が相反する取引
２ 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 32 条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。
２ 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員することができる。
２ 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。
３ 理事長は、総社員の５分の１以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。
４ 理事会を構成する理事の３分の１以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

（議決事項）
第 27 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。
（1） 定款の変更
（2） 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
（3） 収支予算及び決算の決定
（4） 剰余金又は損失金の処理
（5） 借入金額の最高限度の決定
（6） 社員の入社及び除名
（7） 本社団の解散
（8） 他の医療法人との合併契約の締結
（9） その他重要な事項

（定足数及び議決の方法）
第 28 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
２ 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３ 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。

第 29 条 社員総会の招集は、期日の少な

が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、定款で本社団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第７章 理事会 第 33 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。 第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1)本社団の業務執行の決定 (2)理事の職務の執行の監督 (3)理事長の選出及び解職 (4)重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5)多額の借財の決定 (6)重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定 第 35 条 理事会は、理事長が招集する。この場合、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 ２ 各理事は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 ３ 理事会の招集は、期日の１週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 ４ 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。 第 36 条 理事会の議長は、理事長とする。 第 37 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項に	くとも５日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。 ２ 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。 （議決権及び選挙権） 第 30 条 社員は、社員総会において１個の議決権及び選挙権を有する。 （書面決議及び代理人） 第 31 条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。 ２ 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 （議決権のない場合） 第 32 条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 （細 則） 第 33 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 ２ 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第８章 定款の変更 （定款の変更） 第 34 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。 第９章 解散及び合併 （解 散）

ついて特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。 第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 ２　理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。 第 39 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第８章 定款の変更 第 40 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。 第９章 解散、合併及び分割 第 41 条 本社団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 社員総会の決議 (3) 社員の欠亡 (4) 他の医療法人との合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 設立認可の取消し ２　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 ３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、兵庫県知事の認可を受けなけ	第 35 条　本社団は、次の事由によって解散する。 （1）目的たる業務の成功の不能 （2）社員総会の決議 （3）社員の欠亡 （4）他の医療法人との合併 （5）破産手続開始の決定 （6）設立認可の取消し ２　本社団は、総社員の４分の３以上の賛成がなければ、前項第２号の社員総会の決議をすることができない。 ３　第１項第１号又は第２号の事由により解散する場合は、兵庫県知事の認可を受けなければならない。 （清算人の選任及び職務） 第 36 条　本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 ２　清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、兵庫県知事にその旨を届け出なければならない。 ３　清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 （1）現務の結了 （2）債権の取立て及び債務の弁済 （3）残余財産の引渡し （残余財産の帰属） 第 37 条　本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 （1）国 （2）地方公共団体 （3）医療法第 31 条に定める公的医療機

ればならない。 第 42 条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。 ２ 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、兵庫県知事にその旨を届け出なければならない。 ３ 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第 43 条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの 第 44 条 本社団は、総社員の同意があるときは、兵庫県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。 第 45 条 本社団は、総社員の同意があるときは、兵庫県知事の認可を得て、分割することができる。	関の開設者 （４）郡市区医師会又は都道府県医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） （５）財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの （合　併） 第 38 条　本社団は、総社員の同意があるときは、兵庫県知事の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。 第１０章　　雑　　則 （公　告） 第 39 条　本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。 （施行細則） 第 40 条　この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第 10 章　　基金 第 46 条　本社団は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。 第 47 条　本社団は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務）を負う。 第 48 条　基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。 ２　本社団は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。） (2) 資本剰余金 (3)資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額 ３　前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。 ４　前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。 ５　第３項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第２項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。	

６　第２項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。 第 49 条　基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。 第 50 条　基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。 ２　前項の代替基金は、取り崩すことができない。 第 11 章 雑則 第 51 条 本社団の公告は、官報に掲載する方法によって行う。 第 52 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。	